

三重県立美術館のめざすこと

三重県立美術館は、1982年9月に開館し、美術資料の収集・保管・調査研究・展示という美術館本来の基本的活動を重視しながら、地域性と普遍性双方を視野に入れた美術館活動を展開してまいりました。

当館では社会や経済情勢をはじめとする環境の変化や、美術館に対する新たなニーズに応えるため、節目ごとに中長期的目標を定め、活動内容を見直してきました。少子高齢化問題が顕在化し、生涯学習の充実が求められるようになった1997年の「中長期ビジョン」では、地域文化拠点としてのソフト・ハード面の充実が目指され、教育活動の充実や、情報システムの整備、遠隔地へのアプローチなどが主な目標とされました。また、2009年に設定した「中期重点目標案」では、利用者をより意識しながら、発信力や親しみやすさなどに重点が置かれ、3か年の具体的な数値目標が定められました。これについては、一定の成果をあげたものの、2012年以降の目標については更新されていません。

近年、情報化社会は人々の生活をますます便利にする一方で、効率化や即効性ばかりが求められ、じっくりと本物に向き合い沈思する機会が尊ばれなくなるとともに、美術館の基本的な活動内容や存在意義そのものが問われる機会が多くなってきました。

このような時代に、人々が真に幸福で豊かな生活を送るためには、美術館には何ができるでしょうか。私たちは、今後の美術館のあり方をあらためて考え直す必要性を感じ、これからの活動の指針として、新たに「三重県立美術館のめざすこと」を策定しました。

今回の策定にあたっては、美術館で働く職員をはじめ、ボランティアや関係組織の構成員、専門委員や協議会委員の皆様から広く意見をうかがいました。さらに、博物館法や、三重県立美術館条例、「新しいみえの文化振興方針」（2014年）をはじめ、文部科学省による「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（2011年）、全国美術館会議の「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」（2017年）、日本博物館協会やICOM（国際博物館会議）の規範や規定に依拠しながら、館内で討議を重ね、文化交流ゾーンに位置する今後の三重県立美術館のあるべき姿を模索しました。当館が人々の感性を育み自己を形づくるためのかけがえのない場として機能すること、他の組織や個人と協働しながら美術館の可能性を広げることを重視した内容となっています。

三重県立美術館は、人々が感性や想像力を育み、自己を形成するためのコミュニケーション・プラットフォームとなって、文化の継承・発展に努め、新しい価値の創造をめざします。

三重県立美術館は、この目標を達成するため、次の5つの指針に基づき活動します。

- ① 誰もが利用しやすい環境を整えます。
- ② コレクションの充実、保護ならびにその研究の深化に努め、来たる世代にその意義を伝えていきます。
- ③ 優れた美術やさまざまな表現を通して、利用者が、多様な価値観や文化に触れ、自己の世界を広げられるような機会を提供します。
- ④ 独創的な芸術活動を支援し、三重から新たな文化を発信していきます。
- ⑤ さまざまな組織・個人と協働し、美術館の可能性を広げます。

三重県立美術館のめざすこと

三重県立美術館は、人々が感性や想像力を育み、自己を形成するためのコミュニケーション・プラットフォームとなって、文化の継承・発展に努め、新しい価値の創造をめざします。

美術館事業の最終的な目的は、現在および未来の人々が豊かな生活や文化を育むことにあります。美術館の事業は何よりも利用者を念頭においたこの目的のために行われなければなりません。

三重県立美術館では、この目的を達成するために、利用者が自己の視点を相対化し、自己の世界を広げられる環境を整えることが重要であると考えます。

そのため、美術品の収集・保存・公開といった基本的な機能を果たしながら、さまざまな時代・地域の芸術や既存の価値観にとらわれない表現を紹介すること、そして、利用者が、他者とのコミュニケーションを通じて互いの価値観を認め合い、自己を形づくるための機会を提供することを、事業の柱として活動していきます。

三重県立美術館は、そうした事業を通じて、モノとモノ、モノとヒト、ヒトとヒトをつなぐコミュニケーション・プラットフォームとしての役割を果たし、地域の文化を継承、発展させ、新しい文化・新しい価値が創造される豊かな土壌を育てていきます。

三重県立美術館は、この目標を達成するため、
次の5つの指針に基づき活動します。

① 誰もが利用しやすい環境を整えます。

美術館は、年齢や立場、障がいの有無に関わらず、誰もが訪れやすく利用しやすい公益性を持った施設であるべきです。そのため、これまで以上に多くの利用者が美術の楽しみを享受できるよう、設備各所のバリアフリー化や展示環境の改善などを計画的に行い、安全で快適な施設の維持管理に取り組んでいきます。

また、県内唯一の公立美術館として、あらゆる利用者に充実した美術館体験を提供することをめざし、異なる立場や年齢にあわせた教育プログラムを実施し、美術への多様な関わり方を紹介していきます。

加えて、当館に訪れる機会のもてない利用者にも配慮して、館外における美術館資源の活用を多方面から模索するとともに、発信力を強化し、さまざまなメディアを通して事業の内容や成果を積極的に情報提供していきます。

② コレクションの充実、保護ならびにその研究の深化に努め、来たる世代にその意義を伝えていきます。

博物館法にも定められているように、美術資料の収集・保管・調査研究・展示は、美術館活動の根幹となる事業です。なかでも、コレクションの充実と保護は、地域の歴史や人々が生きた記憶を形ある資料を通して次世代へと伝えていく重要な役割を果たし、その不備は、現在のみならず未来の人々にとっての大きな損害となり得ます。

近年、経済状況の悪化などによって、美術品の収集活動がとりわけ困難を極めています。三重県立美術館では、その重要性をあらためて認識し、コレクションの充実に向け、あらゆる方策を試み、関係各所に働きかけていきます。

また、すでにあるコレクションや地域に伝わる文化資源については、これまでの蓄積をふまえながら、個々の作品の調査研究を進め、既成の概念にとらわれない再評価、再検証を行っていきます。そして、その成果を発信していくことで、作品の価値を未来へと引き継いでいきます。

③ 優れた美術やさまざまな表現を通して、利用者が、多様な価値観や文化に触れ、自己の世界を広げられるような機会を提供します。

美術は、人類の豊かな創造性や多様な価値観に触れ、未知の世界に出会うことを可能にします。人々は、そうした経験を通して、他者への共感と理解をうながす感性や想像力を育むことができます。

美術館は、美術がもたらすこうした経験を充実したものとするために、一定の高度な水準や独創性、多様性などを持った内容や伝達方法を提供していく必要があります。

三重県立美術館では、これまで、美術をさまざまな観点から紹介する文化的に意義のある展覧会やその他事業を開催し、館の特徴として評価を得てきました。当館は、この特性を継続、発展させながら、これからも、新しい内容や新しい観点を提示し、利用者がその視野を広げられるような事業を実施していきます。

④ 独創的な芸術活動を支援し、三重から新たな文化を発信していきます。

人々が、幸福で豊かな生活を送るためには、そのアイデンティティの拠りどころとなる地域の文化に対して、誇りと尊敬を抱くことが大切です。これまでに培われた文化を保存・継承するだけでなく、その豊かな土壌を耕し、独創的な文化や新しい価値を創造して、広く発信していかななくてはなりません。

そのため、利用者が創作や鑑賞の楽しみを享受し、精神と創造性を養えるような環境を整えることで、次世代の表現者が育ちゆく土壌を育てていきます。

そして、地域に根付いた伝統的な文化や、独自の美術表現を追求した作家や活動の調査研究を実施することで、三重県独自の文化や美術の潮流を浮き彫りにするとともに、若いアーティストたちの制作や活動の支援、紹介に取り組み、新しい文化や芸術の発信に努めます。

⑤ さまざまな組織・個人と協働し、美術館の可能性を広げます。

上記に掲げた指針を十分に達成し、新しい文化や価値を生み出していくためには、美術館の専門性を追求するだけでなく、さまざまな個人や組織と協働することによって、従来の機能や、その可能性を押し広げていく必要があります。

三重県立美術館は、これまでも、作品の相互貸与や巡回展の開催などで国内外の美術館と協力し合い、また、ボランティア檣の会、友の会、協力会といった支援団体と連携することで、多彩な事業を実現してきました。今後は、そうした連携協力関係を維持、強化するとともに、学校や大学など他の教育機関と密に連絡し、美術と接する機会を多くの青少年に届けるよう努めます。

そして、文化交流ゾーンにともに位置する県立図書館、三重県総合博物館をはじめとした、異なる専門性を持った組織・個人との本質的かつ恒常的な連携、協力を行い、美術館の専門性に新たな光をあて、潜在的な可能性を掘り起こします。

2018年3月31日 三重県立美術館
館長 速水 豊

策定にあたり依拠した基準・規定・指針など

「三重県立美術館のめざすこと」本文

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示 2011年) 第八条：学習機会の提供
- 「新しいみえの文化振興方針」(2014年) 施策の方向性1：人材育成、方向性3：新たな価値の創出
- 「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(全国美術館会議編 2017年) 原則1：社会貢献、原則8：新たな価値の創出

指針①

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示 2011年) 第九条：情報の提供等、第十条：利用者に対応したサービスの提供、第十五条：施設および設備の備え
- 「障害者差別解消法」(2013年公布)
- 「持続可能な開発目標(SDGS)」(国連採択 2015年) 目標4：教育機会の均等、生涯学習の充実
- 「ミュージアムと収蔵品の保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(ユネスコ勧告 2015年)
- 「ダイバーシティみえ推進方針」(2018年)
- 関係者アンケート：情報発信、親しみやすさの充実

指針②

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示 2011年) 第五条：資料の収集、保管、展示等、第七条：調査研究
- 「新しいみえの文化振興方針」(2014年) 施策の方向性2：歴史的資産などの継承・活用
- 「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(全国美術館会議編 2017年) 原則6：収集保存、原則7：調査研究
- 関係者アンケート結果：三重県美の独自性を保つ

指針③

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示 2011年) 第八条：学習機会の提供
- アンケート結果、美連協大賞等

指針④

- 「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(全国美術館会議編 2017年) 原則1：社会貢献／文化の価値の継承発展・創造、原則8：展示・教育普及／新たな価値の創造
- 「新しいみえの文化振興方針」(2014年) 施策の方向性1：人材の育成、方向性3：新たな価値の創出

指針⑤

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示 2011年) 第十一条：学校、家庭及び地域社会との連携等
- 「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(全国美術館会議編 2017年) 原則10：発信と連携
- 「新しいみえの文化振興方針」(2014年) 施策の方向性5：文化の拠点機能の強化